

2024年3月27日（水）  
愛知県西三河県民事務所環境保全課  
環境保全第二グループ  
担当 今泉、河野  
ダイヤル 0564-27-2876  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 中根、中島  
内線 3050、3008  
ダイヤル 052-954-6225

## 知立市における土壌・地下水汚染について

井上技研株式会社（安城市）が、知立市内にある同社の敷地の一部において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、新たに土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

同社は、既に汚染土壌及び地下水の原位置浄化を実施しています。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

井上技研株式会社

#### (2) 報告年月日

2024年3月27日（水）

#### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知立市八橋町五輪<sup>やつはしちようごりん</sup>6番、6番2、7番1、7番2、7番3、8番1、8番2、9番及び10番1の各一部

#### (4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

#### (5) 調査結果

##### ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
クロロエチレン	0.37mg/L (185倍) <sup>注1</sup>	0.002mg/L 以下	1～3m、5m、7m	6／83
1,2-ジクロロエタン	0.017mg/L (4.3倍) <sup>注1</sup>	0.004mg/L 以下	0～0.05m、 1～3m、7～8m	5／83
1,2-ジクロロエチレン	2.6mg/L (65倍) <sup>注1</sup>	0.04mg/L 以下	1～3m、5～8m	10／83
トリクロロエチレン	10mg/L (1000倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	2～10m	10／83

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量  
全ての調査地点で条例に規定する土壤含有量基準に適合しました。

ウ 地下水  
次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過区画数 ／調査区画数
クロロ エチレン	0.017mg/L (8.5倍) <sup>注</sup>	0.002mg/L 以下	5 / 10
1,2-ジクロロ エタン	0.13mg/L (33倍) <sup>注</sup>	0.004mg/L 以下	3 / 10
1,2-ジクロロ エチレン	2.6mg/L (65倍) <sup>注</sup>	0.04mg/L 以下	9 / 10
1,1,2-トリ クロロエタン	0.0065mg/L (1.1倍) <sup>注</sup>	0.006mg/L 以下	1 / 10
トリクロロ エチレン	9.5mg/L (950倍) <sup>注</sup>	0.01mg/L 以下	10 / 10

注：( ) 内は地下水基準に対する倍率を示す。

#### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装による被覆等が実施されており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、地下水基準超過が確認されていますが、地下水流向の下流側にある井戸では地下水基準に適合しており、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌及び地下水の原位置浄化を引き続き実施していく予定です。県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導します。

## 3 事業者の連絡先

井上技研株式会社

住所 愛知県安城市新田町新栄82番2

電話 0566-72-7808

## 4 調査対象地の概要

### (1) 面積

7,310.41 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

当該地では、1971（昭和46）年から2021（令和3）年12月まで自動車部品の製造が行われていました。

今回汚染が判明した各物質の取扱履歴がありますが、それらに係る施設等の異常、漏洩事故<sup>ろうえい</sup>の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考 1

2023年2月9日（木）公表内容

### 知立市における土壌・地下水汚染について

井上技研株式会社（知立市）が、知立市内にある同社の敷地の一部において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

#### 1 報告内容

(1) 報告者

井上技研株式会社

(2) 報告年月日

2023年2月9日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知立市八橋町<sup>やつはしちょうごりん</sup>五輪6番、6番2、6番3及び6番4の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 /調査区画数 <sup>注2</sup>
1,2-ジクロロ エタン	0.0058mg/L (1.5倍) <sup>注1</sup>	0.004mg/L 以下	0~0.05m	1 / 8
1,2-ジクロロ エチレン	0.092mg/L (2.3倍) <sup>注1</sup>	0.04mg/L 以下	6.0~8.0m	5 / 8
トリクロロ エチレン	4.9mg/L (490倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	4.0~8.0m	6 / 8
六価クロム 化合物	24mg/L (480倍) <sup>注1</sup>	0.05mg/L 以下	0~1.0m	4 / 8

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 /調査区画数 <sup>注2</sup>
六価クロム 化合物	300mg/kg (1.2倍) <sup>注1</sup>	250mg/kg 以下	0~0.5m	1 / 8

注1：( )内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過区画数 /調査区画数
クロロ エチレン	0.0048mg/L (2.4倍) <sup>注</sup>	0.002mg/L 以下	3 / 6
1,2-ジクロロ エタン	0.14mg/L (35倍) <sup>注</sup>	0.004mg/L 以下	5 / 6
1,2-ジクロロ エチレン	2.3mg/L (58倍) <sup>注</sup>	0.04mg/L 以下	6 / 6
トリクロロ エチレン	7.6mg/L (760倍) <sup>注</sup>	0.01mg/L 以下	6 / 6

注：( )内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装による被覆等が実施されており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、地下水基準超過が確認されていますが、地下水流向の下流側にある井戸では地下水基準に適合しており、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を掘削除去等する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### 参考 2

#### ○ 基準を超過した特定有害物質について

##### ・クロロエチレン

労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、クロロエチレンが肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されています。

発がん性については、国際がん研究機関（IARC）はクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

##### ・1,2-ジクロロエタン

1,2-ジクロロエタンは、ヒトリンパ球を使った変異原性の試験などにおいて、陽性を示したと報告されています。

人の発がん性に関しては、発がん性の可能性があるものの、人の疫学調査では十分な知見が得られておらず、国際がん研究機関（IARC）は1,2-ジクロロエタンをグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

##### ・1,2-ジクロロエチレン

高濃度の1,2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有します。目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用があり、蒸気を吸入すると一過性麻酔状態に陥ります。また、慢性的な毒性として、中枢神経障害、肝機能障害を起こします。

（参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編）

##### ・1,1,2-トリクロロエタン

変異原性に関して、試験管内における試験の多くで陽性を示したほか、マウスなどの生体内試験では陽性と陰性の両方を示したと報告されています。

国際がん研究機関（IARC）では、実験動物に対する発がん性情報が限られていることから、1,1,2-トリクロロエタンをグループ3（人に対する発がん性については分類できない）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

- ・トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的low濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）\*に分類しています。

\* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」